三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	川端　洋介

(2)　変更年月日
平成二十五年八月二十六日

○関東地方整備局告示第三百八十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	藤井さやか
変更後	澤岡　詩野

(2)　変更年月日
平成二十五年六月二十日

○関東地方整備局告示第三百八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
公益社団法人山梨県建設技術センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	深沢　和幸

(2)　変更年月日
平成二十五年八月三十日

○関東地方整備局告示第三百八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	倉澤　智
変更後	

(2)　変更年月日
平成二十五年九月一日

○北陸地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山国有林八〇林班ぬ小班から同町大字三国字三国山国有林八〇林班り1小班まで	前	二九・六〇～四九・五〇メートル	〇〇・一〇五キロメートル
	後	三一・九〇～九一・〇〇メートル	〇〇・一〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取市服部字池ノ内堤谷四八五番一から同市本高字白木西分二八三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月六日

○中国地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
中国横断自動車道姫路鳥取線	鳥取市北村字池ノ内四二二番一から同市服部字池ノ内堤谷四八五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月六日

○中国地方整備局告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局浜田河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

中国地方整備局長　栗田　悟